

地上式メータユニット構造・性能規程

地上式メータユニット（以下、「地上式ユニット」という。）の基本構造は、地上にメータを設置するための配管に「メータユニット」を複数整列して取り付け、筐体と一体とした給水用具とする。

1 適用範囲

この規程は、東京都水道局（以下「当局」という。）の給水区域内において、口径 13 mm から 25 mm までのメータを設置する際に使用する地上式ユニットについて規定する。

2 設置条件

地上式ユニットは、仕切弁 B（ステンレス製ボール止水栓等）より下流側で、かつ、当局が別に定める「メータ設置の取扱い」に準じて設置できることとする。

また、設置する際は、「メータ設置の規則性」を確保すること。

3 基本条件

- (1) 平成 9 年厚生省令第 14 号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合すること。
- (2) 当局が別に定める「メータユニット構造・性能規程」を満たすこと。ただし、同規程の 5「表示」のうち、製造業者名、又は表示用略号（商標等）、口径、流路方向及び「共」の字については、確認が容易となる場合、筐体への表示でもよい。
また、同規程の 6「凍結防止」は除く。
- (3) 地上式ユニットには、自動式の空気抜き弁を取り付けることができる。その際、空気抜き弁は取替え等のメンテナンスが容易に行えること。
- (4) 地上式ユニットは、容易に倒壊しない構造であること。
- (5) 地上式ユニットの内部に水が溜まらない構造とすること。
- (6) 地上式ユニットは、メータ引換時に必要な部分を、特殊工具を使用しないで容易に取り外すことが可能な構造であること。

また、検針用及び止水栓操作のふたを設ける場合は、工具を使用せずに開閉できる構造とすること。

- (7) 地上式ユニットは、メータを保護する十分な強度及び耐力を有する材質で構成され、外力に対して強い構造であること。
- (8) 地上式ユニットは、特殊工具を使用しないで部分修理が可能な構造であること。
- (9) 地上式ユニットにメータの逆取付防止対策を講じること。
- (10) 材質の異なる金属製の管と接続する部分には、十分な防食対策を講じること。
- (11) 給水管の立ち上がり高さは 1.6m 以下、かつ、地上配管の高さが 1.3m 以下であること。
また、立ち上がり回数は 1 回とし、複雑な構造でないこと。

4 表示

水道メータが収納されていることが容易に確認でき、又、簡単に消えない方法で表示されていること。

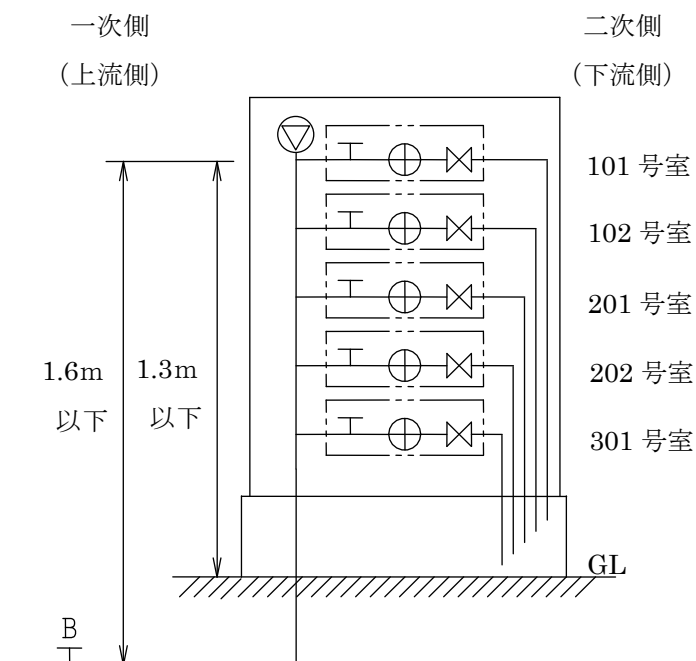
5 凍結防止

- (1) 内側に保温材を用いる等の凍結防止対策が講じられていること。
- (2) 保温材は、定期検針、止水栓の操作、停水キャップの取付け及び取外し等の作業に支障のないものとする。
- (3) 保温材の材質は表 1 のいずれかとする。

表 1 保温材の材質

材 質	厚さ
発泡ポリエチレン	20 mm 以上
ポリエチレンとスチロールを共重合発泡させたもの	
硬質ウレタン	
その他同等以上の保温性を有する材料	

6 概略図



※ この図は給水管の立ち上がり高さの寸法説明及びメータ設置の規則性（参考）を示すものであって、地上式ユニットの構造を規制するものではない。